

# 小浜市クリーンセンター解体撤去工事に係る事前調査等業務

## 委託仕様書

令和8年4月

小浜市

# 第1章 総則

## 第1節 仕様書の適用

本仕様書は、小浜市（以下「本市」とする。）が発注する「小浜市クリーンセンター解体撤去工事に係る事前調査等業務」に適用するもので、本仕様書に明記なき事項であっても業務遂行上必要と思われることについては、本市と協議のうえ決定し行うものとする。

## 第2節 業務名

小浜市クリーンセンター解体撤去工事に係る事前調査等業務

## 第3節 対象施設

施設名	: 小浜市クリーンセンター
所在地	: 福井県小浜市谷田部第63号5番地
敷地面積	: 約22,400 m <sup>2</sup>
建築面積	: 約1,680 m <sup>2</sup>
延床面積	: 約3,400 m <sup>2</sup>
処理能力	: 56 t/日 (28 t/16h×2 炉)
炉形式	: 准連続燃焼式焼却炉（流動床式）
排ガス処理	: ろ過式集じん器
竣工	: 平成12年3月

## 第4節 業務期間

契約締結日より、令和9年3月26日までとする。

## 第5節 業務内容

本業務の委託内容は以下のとおりとする。なお、詳細は第2章業務内容によるものとする。

- (1) 財産処分承認申請書の作成
- (2) 地歴調査報告書の作成
- (3) 汚染物等事前調査報告書の作成

## 第6節 法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同法に基づく関係諸法規、「改正労働安全衛生規則」、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱・基発第401号の2」並びに「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案」（平成18年3月27日施行）、土壌汚染対策法等を熟知し、その他関係する法律、条令、規則細則、通知・通達等を遵守するものとする。

## 第7節 業務管理

1. 受託者は、管理技術者、照査技術者および担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務のため、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 管理技術者、照査技術者は技術士（衛生工学部門のうち選択科目：廃棄物・資源循環またはそれに対応する旧科目）の資格保有者でなければならない。
3. 担当技術者は技術士（衛生工学部門のうち選択科目：廃棄物・資源循環またはそれに対応する旧科目）および環境計量士（濃度関係）または環境アセスメント士（生活環境部門）の資格保有者でなければならない。

選任する各技術者は受託者の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時より3か月以上の雇用関係）が確認できる書類（受託者会社名記載の健康保険被保険者証等）の写しを提出する事。

なお、技術者それぞれの兼務は認めない。

## 第8節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集及び調査検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在、本市が所有し参考となる資料についてこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本市に提出し、業務完了と同時に返納するものとする。

## 第9節 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

## 第10節 留意事項

受託者は、関係する官公庁と協議を必要とするとき、または、協議を求められた場合には誠意をもってこれらにあたり、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し遅滞なく本市に提出するものとする。

## 第11節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、本市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1. 業務計画書
2. 業務工程表
3. 着手届及び完了届
4. 管理技術者選任届及び資格者証明書及び雇用を証明する書類

5. 照査技術者選任届及び資格者証明書及び雇用を証明する書類
6. 担当技術者選任届及び資格者証明書及び雇用を証明する書類
7. その他本市の指示する必要書類

## 第12節 審査

受託者は、業務完了時に成果品を本市に提出し、審査を受けなければならない。

## 第13節 引き渡し

本業務は、受託者が成果品等関係書類一式について本市の検査に合格し、これを引き渡した時をもって完了とする。ただし、業務完了後において成果品に記入もれ、不備または誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正し、納品するものとする。

## 第14節 調査のための立ち入り及び補償

1. 業務を実施するため、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能になった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。
2. 業務を実施するため、植物の伐採、かき、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するとともに所有者の承諾を得て行わなければならない。
3. 業務に伴う立ち入り調査のため、補償の必要が生じた場合は、別途その扱いを協議するものとする。

## 第15節 疑義

仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し、本市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

## 第16節 成果品

提出する成果品は次の通りとする。

- |                 |       |     |
|-----------------|-------|-----|
| 1. 財産処分承認申請書    | A 4 版 | 3 部 |
| 2. 地歴調査報告書      | A 4 版 | 3 部 |
| 3. 汚染物等事前調査報告書  | A 4 版 | 3 部 |
| 4. その他本市が指示する書類 |       | 一式  |
| 5. 上記の電子データ     |       | 一式  |

## 第2章 業務内容

### 第1節 目的

本業務は、本市が所有する小浜市クリーンセンター（以下、「本施設」という。）を適切に解体撤去するために必要となる財産処分報告書の作成、地歴調査報告書の作成および汚染物の事前調査を行うことを目的として実施するものである。

なお、解体工事実施に当たっては、対象施設周辺の環境を保全することはもとより、解体作業に携わる作業員の健康と安全を確保した業務に留意すること。

### 第2節 業務内容

#### 1. 財産処分承認申請書作成業務

本業務は、「○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 改正 令和5年9月1日環境会発第2309013号）に別添の「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）に従い、処分する施設の概要、補助を受けた額、処分の理由及び処分後の措置などについて整理するとともに、その他必要な添付資料を作成し、財産処分報告書を作成する。

##### （1）既存資料の収集・整理

財産処分にあたり、必要となる施設整備時及びその後の資料について収集・整理する。

不足する資料については必要に応じ、補完作成すること。

##### （2）耐用年数の調査・算定

補助事業実績報告書等に基づき、各設備・機器・構造物等の経過年数が10年以上であることを確認し、耐用年数調書を作成する。

##### （3）添付書類の作成

財産処分承認申請書に添付する必要図書、資料を収集・整理・作成する。

- 1) 平面図、フローシート
- 2) 実績報告書、補助金交付決定通知書、確定通知書の各写し
- 3) 設置届、廃止届の写し等

##### （4）財産処分報告書の作成

- 1) 施設名
- 2) 所在地
- 3) 処理能力及び方式
- 4) 設置年月日
- 5) 補助年度

- 6) 総事業費及び補助額
- 7) 処分方法及び時期
- 8) 処分の理由
- 9) 処分後の措置
- 10) その他
  - ① 施設の処分方法
  - ② 売払いの場合の収入等
- 11) 添付資料
  - (3) において作成した書類を添付するものとする。

## 2. 地歴調査報告書作成業務

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、都道府県知事が当該土地に土壤汚染のおそれがあると判断した場合は、土壤汚染状況調査命令を受けるため、事前調査として土壤汚染のおそれの有無を地歴調査により把握する。調査は「土壤汚染対策法施行規則」に準じて実施し、地歴調査報告書としてまとめる。

### (1) 情報の入手・把握

情報の入手・把握において、確認すべき情報は次のとおりとする。情報の詳細な内容は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）」「土壤汚染状況調査における地歴調査について」を参照する。

- (ア) 調査対象地の範囲を確定するための情報
- (イ) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報
- (ウ) 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報
  - ① 土壤の特定有害物質による汚染状態に関する情報
  - ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む個体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報
  - ③ 特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報
  - ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む個体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報
  - ⑤ その他の情報

### (2) 対象となる期間

可能な限り過去に遡り情報を収集すること。なお、調査の目途としては1945年頃とする。

### (3) 調査内容

#### ① 資料調査

資料調査において入手・把握する資料は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」等の資料調査において入手・把握する資料を参照する。

## ②聴取調査

聴取調査において把握された情報について、記録簿等の形式で取りまとめる。

## ③現地調査

現地踏査や視察等により調査した現地の状況等について、撮影した写真に説明を書き加えた調査写真集等の形で取りまとめる。

## ④土壌汚染のおそれの区分の分類及び試料採取等対象物質の種類の特

情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地において土壌汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質の種類として特定する。

また、情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地を土壌汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次の三つの区分に分類する。

(エ) 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

(オ) 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

(カ) 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

なお、土壌汚染のおそれの区分の分類において、情報の入手・把握において収集した情報により確認することができる汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報を、現在の地表からの深さとしてとりまとめる。

## ⑤地歴調査報告書の作成

入手した各種情報等は、地歴調査報告書としてとりまとめる。

### 3. 汚染物等事前調査業務

本施設の解体工事に伴い、作業者の健康障害防止の為の必要性かつ十分な解体方法、又解体により生ずる汚染物等の処理方法を検討するために、解体対象施設のダイオキシン類及び重金属等の事前調査を実施することにより、汚染の現況を把握するものである。

実施にあたっては「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱」及び「廃棄物焼却施設作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」に準拠して行うとともに、汚染物のサンプリング調査はレベル3の保護具及び作業前の換気、酸素濃度測定等作業者の暴露防止対策を講じ実施するものとする。

また、プラント機器及び建材等に使用されているアスベスト（非飛散性アスベストを含む）使用状況について、施設の竣工図書・現地目視による調査の上、定性分析を実施する。

#### (1) 現地踏査及び既存図書等の確認

本施設の現地踏査及び既存図書等を参考に、ダイオキシン類及びアスベストの詳細な採取場所を選定すること。

#### (2) 調査項目及び検体数

解体対象設備の汚染物等調査の場所の目安及び数量を以下に示す。

ダイオキシン類の試料の採取及び分析の方法は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法（令和7年3月11日環境省告示第23号）によるものとするが、簡易測定法は不可とする。

表 1 解体対象設備のダイオキシン類汚染調査の場所の目安及び数量

項目		付着物等	堆積物等	検体数
燃焼設備	①焼却炉(1,2系列)	●	●	4
排ガス冷却設備	②ガス冷却室(1,2系列)	●		2
	③空気予熱器(1,2系列)	●		2
排ガス処理設備	④ろ過式集じん器(1,2系列)	●	●	4
	⑤誘引通風機(1,2系列)	●		2
	⑥活性炭吸着装置(1,2系列)	●		2
	⑦煙道(1,2系列)	●		2
	⑧煙突下部(1,2系列)	●	●	4
灰固形化設備	⑨ダスト搬出装置(No1, No2)	●		2
	⑩安定化物バンカ	●		1
灰出し設備	⑪焼却残渣搬送コンベヤ	●		1
	⑫不燃物バンカ	●		1
排水処理設備	⑬	● (沈殿物)		1
ダイオキシン類 検体数合計				28

表 2 解体対象設備の重金属類調査の場所の目安及び数量

測定箇所	項目	性状	検体数
燃焼設備	⑭焼却炉(1,2系列)	堆積物等	2
排ガス処理設備	⑮ろ過式集じん器(1,2系列)	堆積物等	2
灰固形化設備	⑯安定化物バンカ	付着物等	1
灰出し設備	⑰不燃物バンカ	付着物等	1
排水処理設備	⑱	残留水等	1
重金属類汚染調査 検体数合計			7

※重金属 8 項目 (アルキル水銀化合物、水銀またはその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4 ジオキサン)

表 3 空气中 (作業環境中) のダイオキシン類濃度測定の場合及び数量

測定箇所	項目	検体数
焼却炉周辺	ダイオキシン類 (ガス状物質、微細粒子状)	1
	粉じん	1
ろ過式集じん器周辺	ダイオキシン類 (ガス状物質、微細粒子状)	1
	粉じん	1
ダイオキシン類、粉じん調査検体数合計		4

表 4 解体対象設備のアスベスト含有調査の場所及び数量

項目			検体数
燃焼設備	焼却炉(1,2系列 いずれか)	断熱材	1
		不定形耐火材 (キャストブル)	1
排ガス冷却設備	ガス冷却室(1,2 系列いずれか)	不定形耐火材 (キャストブル)	1
排ガス処理設備	誘引送風機室	吸音材	1
	煙道(ろ過式集じん機から煙突までの間)	断熱材	1
建築設備	工場棟	外壁(東西南北4箇所)	4
	煙突	内部、外壁	2
	事務室又は会議室	床・巾木・壁・天井等	4
アスベスト類汚染調査 検体数合計			15

※設計図書等を確認し、アスベスト含有のおそれがある箇所を選定すること。

表 5 土壌ダイオキシン類調査箇所及び数量

項目	検体数
表層土壌4箇所	4
土壌ダイオキシン類調査検体数合計	4

※ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成21年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)に従い、試料採取地点は概ね1,000m<sup>2</sup>につき1地点程度を原則とするが、区分の間隔は対象地域の広さや調査目的に応じて適切に設定する。土壌試料の採取は、調査地点1箇所について、原則として、表層5cmの土壌について5地点混合方式とする。

### (3) 調査報告書の作成

下記の事項の報告書を提出するものとする。

- 1) 施設の概要及び設備の配置状況
- 2) 調査位置図・写真
- 3) 分析結果
- 4) その他：サンプリング調査時の温度、湿度、調査方法(方法及び使用した工具等)、実施者名、日、時、調査実施中の写真、サンプリング物の写真など

—以上—

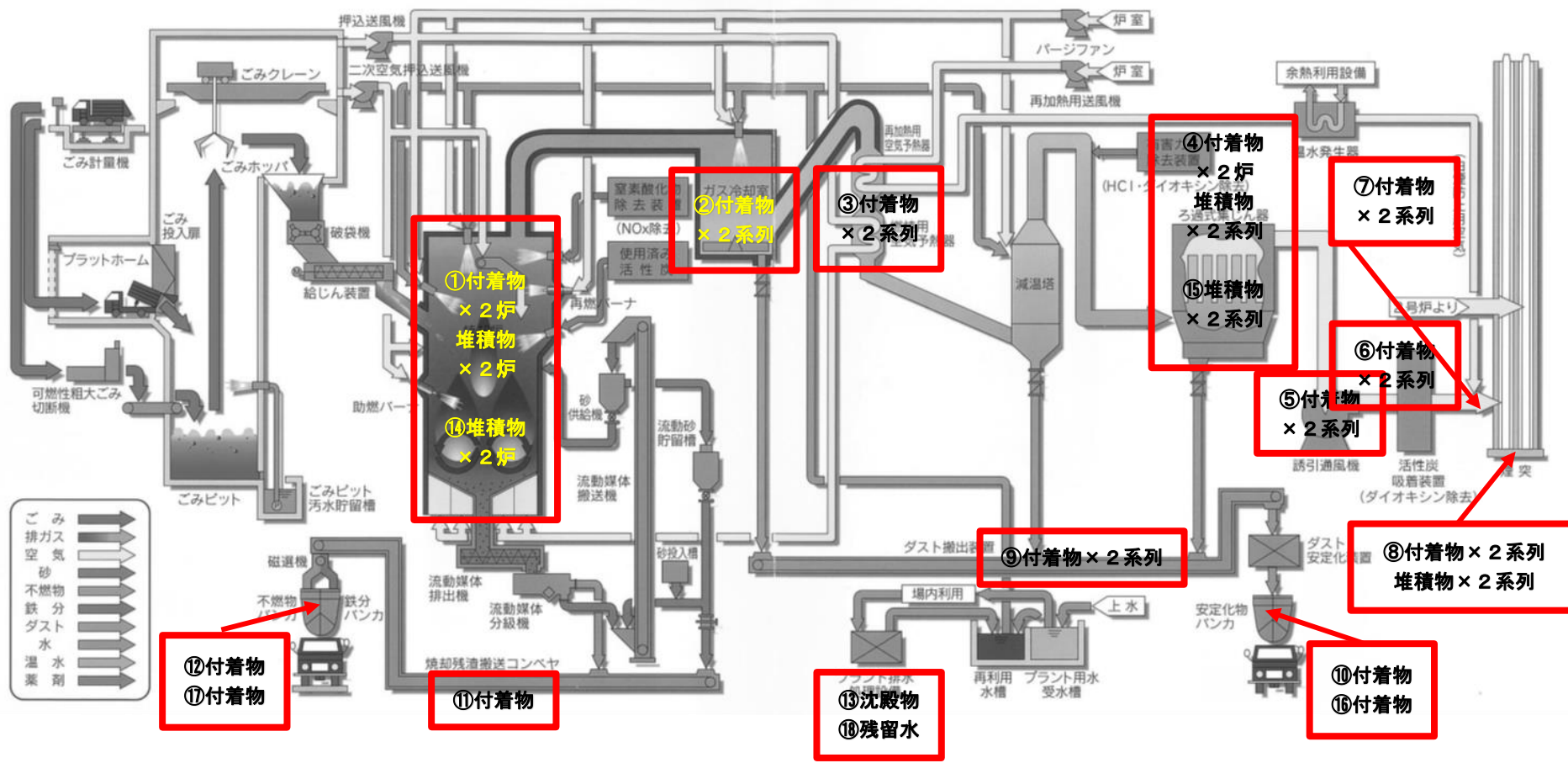


図 1 付着物・堆積物のサンプリング箇所（ダイオキシン類及び重金属類）